

防災減災・県土強靱化対策特別委員会会議記録

防災減災・県土強靱化対策特別委員長 御手洗 吉生

1 日 時

令和8年2月17日（火） 午前10時30分から
午前12時05分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

御手洗吉生、戸高賢史、榊田貢、穴見憲昭、岡野涼子、中野哲朗、宮成公一郎、
首藤健二郎、小川克己、御手洗朋宏、福崎智幸、成迫健児、原田孝司、堤栄三、
佐藤之則

4 出席した委員外議員の氏名

太田正美、高橋肇、守永信幸、澤田友広

5 出席した執行部の職・氏名

土木建築部長 小野克也、生活環境部防災局長 藤川将護 ほかに関係者

6 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

7 会議の概要及び結果

（1）調査項目の取組状況について、執行部から説明を受けた。

8 その他必要な事項

な し

9 担当書記

政策調査課調査広報班	専門幹	佐藤達郎
政策調査課調査広報班	主事	徳丸花帆
政策調査課調査広報班	主事	瑞木彩乃
議事課委員会班	主査	坂口泰弘

第4回防災減災・県土強靱化対策特別委員会

日時：令和8年2月17日

場所：第3委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 付託事件の調査

(1) 防災局説明

(2) 生活環境部説明

(3) 福祉保健部説明

(4) 土木建築部説明

3 その他

4 閉 会

会議の結果

御手洗（吉）委員長 これより、第4回防災減災・県土強靱化対策特別委員会を開催します。

本日は、委員外議員として太田議員、高橋議員、守永議員、澤田議員が出席しています。

本日は、付託事件に関する取組状況について最初に、防災局、生活環境部と福祉保健部から、一括して説明を受け、質疑応答を行い、次に、土木建築部から、説明を受けて、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、防災局から説明をお願いします。

藤川防災局長 防災局長の藤川です。

冒頭、一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方には、日頃から県の防災施策に対しまして御理解、御協力を賜りまして感謝を申し上げます。

本日は、南海トラフ地震をはじめとした大規模災害について、県の各部局の方から対策について説明をさせていただきます。その冒頭で、防災局の方から昨年11月の佐賀関の火災についての説明をさせていただきます。

我々防災部局としては、自然災害というと風水害ですとか地震というのを想定していろいろ対策を取ってきたわけなんですけど、火災、火事があのような大規模災害、自然災害につながるというのはなかなか想定をしておりませんでした。ただ、そういった中で、ああいった規模の火災であったにもかかわらず、人的被害の方が火元の方1名だけにとどまったということは、地元の住民の方の日頃からの避難訓練ですとか、火災当日の声かけというのが非常に大きかったというふうに思っておりまして、災害の種類を問わず、そういった基本的な部分というのが非常に役立つんだなということを改めて実感したところでございます。

佐賀関の火災を教訓に、我々も防災対策を一層強化していきたいと思いますので、委員の皆様方も御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、防災局の方から説明させていただきます。

山口防災対策企画課長 私の方から、資料に従って御説明をさせていただきます。

資料2ページ目を御覧いただきたいと思います。2ページ目です。

まず、大分市の佐賀関大規模火災への対応について御説明をさせていただきます。

火災の内容からです。

11月18日に火災が発生ということで、明日で3か月を迎えることになります。夕方17時43分頃発生となっております。強風によって被害が拡大して1.4キロメートル超えた離島、蔦島まで延焼したとなっております。消防、消防団による消火活動や県防災ヘリ、自衛隊ヘリ等による空中消火を実施して、12月4日に鎮火となっております。

ここに写真を載せております。防災ヘリの方から消火を行っている写真ですが、この空中消火なんですけど、ヘリからの消火というのは非常に難しく、下に人がいたり、もしくは物があると壊れたりけがをしたりする可能性がありますので、空中消火ができるのは林野部分、しかも日中のみの消火になります。ですので、夜間の消火はこれではできない。もしくは市街地の部分にはこれでできないという問題があります。ですので、市街地の部分については、消防、消防団の方に必死の消火活動を行っていただいたという形になっております。

被害状況になりますが、人的被害は、今説明のあったとおり、火元の方1名の方がお亡くなりになっております。

建物被害については194棟。罹災証明の発行については、全壊が94世帯になっています。ですので、建物が194棟焼けているのですが、世帯数としては94ということで、この差は何かというと、空き家だったり、もしくはガレージとか非住家のところも含めて194棟というふうになっているところです。そういったことになっております。

焼失面積については6万3千平米ということ

で、当初は大分市の方は4万8千平米という説明をしておりましたが、先月、修正というか、島の部分を含めて説明をしておりまして、現在6万3千平米ということで発表になっております。

避難者数につきましては、最大で121世帯180名の方が避難をなさっております。

続きまして、主な初動に関する対応について御説明をいたします。

まず最初に、自衛隊の派遣要請を行っております。発災のあった翌日、11月19日9時に要請となっております。実際のところ、19日の明けてすぐ0時30分に知事の方から陸上自衛隊の第4師団長の方に連絡をしているところです。ここも少し説明させていただきますと、夕方から延焼が始まって、大分市とも連絡を取りながら進めていっておりまして、午前0時近くになって大分市の方から自衛隊派遣要請ということで要請が県の方にありましたので、時間を置かずして県知事の方から直接師団長の方に連絡をさせていただいております。

19日9時に要請となっている理由なのですが、これは自衛隊の方の都合というか、慣例としてヘリが基地を飛び立った時間を9時というふうにしているということですので、我々、要請としてはしっかり時間を置かず進めさせていただいたということになっております。

また、災害救助法の適用につきましても、11月19日、朝方3時に適用を決定しているところです。これによって、国と県で費用負担をすることで、避難所の設置や炊き出し、医療福祉やみなし仮設住宅の借り上げ等で円滑に救助活動が進んだと考えております。

また、今回の災害が自然災害ということで認められたことによって、被災者生活再建支援法の適用が可能になりました。11月25日に適用しております。国と県で拠出している基金の方から費用を負担しております。全壊の世帯に対しては、最大300万円の支給がなされるところになっております。

また、復旧復興に向けて支援を国に要望ということで、知事の方に上京いただきまして、高

市総理に直接要望を行っているところでございます。要望を行った翌日なのですが、被災者生活再建支援本部を立ち上げまして、大分市と、また国と連携を取りながら、被災者の生活再建・復興に取り組んでいるところでございます。

先月、1月20日に復興本部会議の第3回目を開催させていただきまして、今後の支援方針というのを固めたところです。それが次のページになります。3ページ目を御覧いただきたいと思います。

3ページ目、県の支援策についてまとめたものです。被災された方々に日常生活を取り戻すため、県、市、関係機関と密に連携して取り組むということで、生活の再建と復興のまちづくりという大きな2本でつくっております。

まず、生活の再建についてですが、被災者の支援として当面の資金の確保ということで、生活再建支援金の早期の支給や義援金の配分、県税の減免等を行ってまいります。現在、この被災者生活再建支援金の支給状況なのですが、基礎金で82件の支給が終わっているところです。さきほど、罹災証明が94世帯という説明をしたところですが、82世帯、これで一応全部の世帯になっております。該当するところが82世帯で支払いが終わっているという形になっています。その差の12世帯はどういう世帯かというと、住民票をまだ置いているのですが、社会福祉施設等に入居されていて、居住実態がないという方にはお支払いができないという状況です。ですので、対象となる82世帯については、全てお支払いが済んだという形になっているところになります。

また、住宅を購入されたところに対しては、加算金ということで6世帯に対して支払いが今終わっているところでございます。

また、コミュニティの維持としまして、コミュニティの交流会や居場所づくりなどの被災者ニーズに沿った事業を行う団体の支援や情報発信への支援を行っています。

右上、復興とまちづくりですけど、復興計画策定の実現に向けた支援ということで、計画の策定に向けて技術的支援や情報の提供、また、

この計画に基づいて住宅道路等の整備に関する支援を行ってまいります。

また、漁業支援とまちづくりということで、今回、八潮工業が被災をされたということで、漁具の供給体制が問題になっております。こういったところについて、県、市、漁協で協力して支援を行ってまいります。

また、佐賀関の水産物の消費拡大と販路拡大ということで支援をしてまいります。

このほか、ビュースポットの回復ということで、魅力ある佐賀関づくりというところも併せてやっていく予定になっております。

対策について、以上になります。

次の資料を御覧いただきたいと思います。資料4ページ目でございます。

対策については以上なのですが、今回の災害を受けて、どのような防災上の教訓があったかというのを今まとめさせていただいているところでございます。いろんな切り口で今回の教訓が得られるところがあったかと思いますが、防災上の教訓としては三つあるのではないかと考えているところです。

まずは1点目ですが、高齢化が進む、今回、佐賀関の地域では70%を超えていますが、高齢化が進む地域においても、地域の支えによって早期避難が可能だということが実証されたのではないかというふうに考えているところです。今、県内各地で高齢化が進んでいる中で、南海トラフ地震にどう備えるかというのは大きな議論になっているところですが、高齢者同士ではなかなか避難ができないのではないかという意見もいろいろありますが、助け合いをすることで何とか可能ではないかというふうに考えているところでございます。

2点目、自主防災組織による毎年の避難訓練が非常に有効だったということです。防災士であります区長、また民生委員の方も防災士だったと聞いております。これを中心に、南海トラフの地震に備えて、毎年シチュエーションを変えて津波避難訓練を実施していたということです。これは今回、非常に役に立ったとお聞きしております。写真を載せさせていただいてい

ます。これは住民の方からいただいた写真なのですが、発災したときの18時30分頃の写真とお聞きしております。発災してから約1時間ぐらいの写真なのですが、高齢の70、80、90歳の方が手押し車を押しながら避難をしていると。せどと言われる狭い通路のところにホースが入り組んで邪魔をする中で、そういった手押し車を押しながらみんなが避難できたというのは、やっぱり地域の助け合いの中で、こういったのがうまくいったということになっていると思っております。

もう一つは、地域の様々な主体による協力が不可欠ということでございます。地元の社会福祉法人さんが、自主判断で高齢者を避難所まで輸送するなど、様々な主体が参加して避難を実施できたというふうにお聞きしております。ですので、やはり地域で様々な団体、主体が入って避難を実施するという、協力し合うという体制をつくっていくのが非常に重要ではないかというふうに感じたところでございます。

今後の方向性について考えているところは、大きく二つあるところでございます。

今お話した防災訓練を強化していかなければならないというふうに考えているところです。自主防災組織等による避難訓練等をしっかりやっていく必要があるというふうに考えております。今、大分県内で避難訓練の実施率が84%というふうになっております。コロナで一時期随分下がりましたが、やっと今コロナ前まで戻ってきた、少し上回るような状況にまで来ておりますが、これをさらに上乘せしていきたいというふうに考えております。

また、地域の防災活動の要になる防災士の養成をやはり進めていく必要があるというふうに考えております。今、年間約500名の防災士の養成をするとともに、防災士の資格を取った方がさらにスキルアップ、学び直しをしていただくために、毎年600名の方が講習を受けていただいているという状況です。

加えてですけど、多様な主体との連携も進めていかなければならない。具体的には、女性の方にもしっかり活躍いただきたいですし、若者

にも参加いただきたい。外国人の方も非常に多くなっておりますので、そういった方にも訓練に参加をいただきたいと考えております。

加えて、地域の社会福祉施設や事業所、企業の皆さんにも訓練に御協力いただきたいというふうに考えているところでございます。

右側ですが、啓発の強化ということで、感震ブレイカーなどの設置等、自助の促進を図っていく必要があるのではないかというふうに考えているところです。これは少し説明をさせていただく必要があるかと思いますが、感震ブレイカーというのは御存じかと思います。地震が発生をしたときに、その揺れに合わせて自動的にブレイカーを落とす仕組みです。設置するのに、数千円から数万円ぐらいの費用がかかるというふうにお聞きをしているところです。これの有効性というのは、まさに能登半島地震でこれが有効だったんじゃないかと言われております。能登半島地震のときに、輪島市で大規模な火災が発生をしております。あれはやっぱり通電火災ということで、電気を元にして発災したのではないか、火元の確認はできないというふうに言われていますが、それが一因だったんじゃないかというふうな話が出ております。こういうのをしっかり地域で導入することによって、そもそも火を起こさない、出火させないという取組が重要なんじゃないかというふうに考えております。今回は単独の火災だったんですけど、南海トラフ地震とこういった出火などと合わせて発災をすると大きな災害になりますので、複合災害を起こさないという意味でも、こういった取組が必要なのではないかというふうに考えたところでございます。

また、家庭や地域での備蓄の促進を進めていくとともに、今回の佐賀関の大規模火災の記録の保存も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、すみません、少し駆け足ですが、佐賀関の火災の概要とその教訓について簡単に説明をさせていただきました。

続きまして、南海トラフのお話を少しさせていただきますと思います。5ページ目を御覧い

ただきたいと思います。

南海トラフ巨大地震における国の被害想定公表を踏まえた県の対応についてです。

南海トラフ巨大地震については、国が前回の被害想定公表から10年が経過したということで、昨年の3月31日に被害想定を新たに公表しているところです。左側の主な見直しの点ですが、国としましては、地形とか地盤などのデータや人口データなど最新のものを使って新たに作り直したということになっています。今、ここに表を入れさせていただいています黄色のところが国の新しい被害想定、右側の青色のところが県の被害想定を入れております。大分県の最新のものは平成31年に作成をしたものです。

どこがどういうふうに変っているか見ていただければと思うのですが、地震動でいくと6強のところが大分県の方は3でいっていますけど、国の方は5ということで、揺れが結構きつく出ているのと、例えば1メートル津波の到達時間のところを見ると、26分が16分ということで、国の方が厳しいような設定になっているかと思います。

一方で、死者のところを見ていただくと、死者のところは、国の方は1万8千人ぐらいで県の方は2万人ということで、国の方が被害が小さいような形になっています。この辺、よく分からないというか、どういう形でこういった条件が出ているのか我々もよく分からないところがありまして、この辺をしっかりと有識者の方も入っていただいて分析をしていただこうということで、今取組を進めているところでございます。

右側、県の対応のところでございますが、国の被害想定の見直しや県内の社会情勢の変化を踏まえて、新たに県の方の被害想定を見直しを行う予定をしております。

正に明日ですけど、第4回目の有識者会議の方を開催させていただこうというふうに考えております。令和8年度中には、大分県の被害想定を公表したいというふうに考えております。有識者には、産業技術総合研究所の吉見先生、

大分大学の鶴成先生ほか5名の方に入っていたいて、今議論を進めさせていただいているところでございます。

具体的な内容について説明をさせていただきます。6ページを御覧いただきたいと思います。

国東半島の豊後高田市を取り出して、津波の到達の深さについて出しております。左側が国で右側が県の想定になっています。丸で囲んだところ、県の方では被害が出ているのですが、国の方は被害が出ていないという、これは干拓地の国東のところですが、ここが入っていないというふうになっています。これが、何でこういう差が出てきているのかがまだよく分からないというところなんです。

一つ考えられるのが、堤防条件というものが国と県では違っています。県では、想定外をなくすために、堤防があっても堤防が機能しないものという前提で被害想定をつくっています。これは、東日本大震災の際に想定外ということがかかなり話題になりましたので、そういったのをなくすためにも、地震で壊れる可能性も当然ありますので、そういった想定外をなくすために、なるべく大きめに取っているという形になっています。国の方では、津波が堤防を超えたら壊れる、機能しないという前提でつくっています。ですので、堤防よりも低い津波であれば、堤防で支え切る、抑え切れるというふうに国の方はつくっているところなんです。ここをどういうふうにか考えるかというのは非常に大きな問題かと思います。ここも含めて、有識者の方に検討いただきたいというふうに考えているところです。

どういった方針でやるかということで、次のページを御覧いただきたいと思います。

見直しの方針についてです。四つ見直しの方針を挙げさせていただいています。

1点目ですけど、最新のデータを使ってやるんだ、または防災対策の進展や人口構造の変化など将来を見据えてやるんだというのと、これまでの災害対策の効果も測ることができるような対策を入れたいと。つまり、堤防を造ったはいいけど、高くしたのはいいけど機能しないと

いうことになる、いくら造っても被害想定が小さくならないという状況になりますので、それはいかがなものかということの中で議論をさせていただいているところでございます。

また、2番目でございます。能登半島地震で話題になったのが、海中の断層です。断層を探していたところに、国東半島沖で新たな断層があるということで話がありましたので、この活断層を盛り込んで今つくっているところです。加えて、災害関連死などについても加えて被害想定を行う予定にしているところです。

3番目としましては、調査結果については分かりやすい形で提供できるような形で、AIを使ったような格好で、今説明ができるような仕組みをつくっているところです。

最後に提言ですが、提言の中には、さきほどあった火災と地震などといった複合災害であったり、半割れ、いわゆる臨時情報の発表のときにどういう対応をするかなども含めて提言をいただきたいというふうに考えているところでございます。

南海トラフ地震の説明は以上でございます。

続きまして、8ページでございます。現在の県の防災対策の内容について説明をさせていただきます。

県では、能登半島地震を踏まえて防災対策の見直しを行っておりまして、大きく三本柱でやっております。一つ目が孤立対策の強化、二つ目が被災者支援の強化、三つ目が応援・受援体制の強化の三本柱でつくらせていただいているところです。それぞれ順に説明させていただこうと思っております。

9ページを御覧ください。

まず、孤立集落の対策につきましては、県の方で補助金等設置を今年度からさせていただきまして、補助率3分2で補助をさせていただいているところです。また、家庭内の備蓄や訓練など自助、共助の推進なども図っていくとともに、避難所へのドローンなどを使った円滑な輸送訓練、または衛星インターネットや通信環境の確保などを図っているところでございます。

続いて、10ページ目を御覧いただきたいと

思います。

2本目の柱ですが、被災者支援の強化を図っております。避難所でトイレの問題が能登半島では非常に大きな話題になりましたので、トイレカーを県の方で今年度中に6台導入予定になっております。各振興局に1台ずつ配備をする予定になっておりますので、是非御利用いただければというふうに考えているところでございます。

また、県内の避難所として利用される県立学校体育館の空調設備、26校についても、令和8年度で完了予定というふうになっております。

加えまして、避難所の運営体制の強化ということで、性別に関係なく多様な視点を踏まえた対応が求められているところでございます。特に、女性の方にも活躍をいただきたいということで、懇談会を開催しながら、啓発のポスター、チラシ等を作成させていただいているところでございます。

最後、生活再建まで見据えた支援ということで、令和7年2月、1年前ですけど、災害ケースマネジメントに関する県の取組方針を策定して取り組んでいるところでございます。後ほど、また説明をさせていただきます。

続きまして、11ページでございます。

応援・受援体制の強化です。能登半島地震でも、やはり多くの方が県外からの応援に来ていただきまして、支援に当たったと伺っております。この受入れをどうするかということでございます。今月の2月4日に広域防災拠点であるスポーツ公園の方で物資輸送訓練も行われました。現在、スポーツ公園は屋根が閉まらないという問題が発生していますので、屋根が閉まらない場合でも物資の輸送ができるようにということで、外周の部分のホワイエを使って物資輸送訓練を行ったところでございます。

また、災害派遣チームの人材派遣、DWA Tの方の派遣や、もしくはNPO、ボランティアとの連携ということも進めていっているところでございます。

加えて、一番下ですが、県外からの応援ということで、南海トラフ地震の際は即時応援県に

佐賀県が指定をされているところです。佐賀県とは連携を深めておりまして、今年度の頭から人事交流を実施しておりまして、10月には佐賀県と関係機関が参加する検討会を立ち上げさせていただいたところでございます。こういった取組をしながら、今度、市町村とも連携を深めていかなきゃいけませんので、その1個上なんですけど、市町村を越えた広域避難への対応ということで、今、市町村とワーキンググループを設置して、毎月1回議論を進めさせていただいているところでございます。こういった形で、応援・受援の形を今進めさせていただいているところになります。

次のページを御覧いただきたいと思います。

先端技術の活用について、説明をさせていただきます。現在、先端技術の活用として大分大学や大分県ドローン協議会と連携をさせていただきながら進めさせていただいております。ドローンにつきましては、物資輸送が中心になるんですけど、今回、佐賀関の火災では熱源調査ということで、どこに火が残っているかというのをドローンから調査していただきまして、消火に当たったという形になっております。非常に朝早い寒い時間から、ドローン協議会の方々、また大分大学の方々にも協力いただきまして、熱源の調査を行って消火に協力をしたということになっております。こういった活動が認められて、今年度の防災まちづくり大賞、これは消防庁が主催ですが、そちらの方で日本防火・防災協会の会長賞を受賞ということで、今週末、表彰式があるというふうにお聞きをしているところでございます。

防災局の説明は以上でございます。

御手洗（吉）委員長 ありがとうございました。

続きまして、生活環境部から説明をお願いします。

朝久野協働・共助推進室長 私の方からは、大きく四つ、避難所運営の現状と課題、それから災害時のボランティア活動、さきほどありました災害ケースマネジメントの取組、それから佐賀関火災での対応、この大きく四つを説明させていただきます。

資料の2ページ目をお願いいたします。

平成29年に県においては、避難所運営マニュアル策定のための基本指針というものを策定しております。後に、能登半島地震で新たな課題というのが生じたことから、国において令和6年12月にガイドラインが改訂されまして、主にTKB、トイレ、キッチン、ベッドの充実であるとか、スフィア基準の考え方というのが盛り込まれた状況にあります。こうしたことを踏まえまして、本県の基本指針にもそれを反映させて令和7年3月に改訂を行っております。

避難所運営に係る課題につきましては、マニュアル自体は全市町村で策定はされているんですけども、今般、県の改訂した基本指針に基づくマニュアルの改訂というのはまだ進んでないところがありますので、こういったところに改訂を促していくと。それから、マニュアルをつくっても、避難所の開設とか運営訓練といったものを行っている団体もそこまでないという状況にありますので、さきほど防災からの説明もありましたけれども、いかにそういった訓練を実施させていくかということが課題であるかなと思っております。

また、TKBにつきましては、ある程度備蓄等によって整備は進んでおりますけれども、まだまださらなる充実が求められるかなと考えております。

それから、避難所のDXです。特に、被災者支援のためのシステムというのは、やはり全国的に統一されたものが必要かなというふうに考えておまして、国に対して効果的なツールの開発というものを求めているかなと考えております。

それから、うちの室で独自に、それぞれの避難所でどういったニーズが生じているかということを瞬時に把握できるシステムを独自に今開発しておまして、出来上がりましたら今後市町村と一緒に使ってみて、実効性というものの検証をやっていききたいなと思っております。

3ページです。本年度、私どもの室で行っている避難所運営に関係する取組であります。

一つは、炊き出し設備等の導入の補助という

ことで、災害の際にヘルプで来ていただけるようなNPO法人等に対しまして、避難所環境の改善に役立つ資機材の導入補助を行っております。5分の4と8割補助で、高率な補助になっております。下に書いておりますこの8団体に対して、今助成を予定しておまして、ほとんどはキッチンカーとかが多いんですけども、例えば獣医師会ですと移動式のペットの診療車とか、こういったものについても導入をしていただけるという予定になっております。

それから、避難所運営コーディネーターの養成というものを行っております。これは、特に大規模災害時、南海トラフ地震のような場合に、恐らくですけども沿岸部が壊滅的な状況を受けると。内陸の方についてはそこまで被害が出ないのかなということを想定しまして、各市町村から人選をしていただきまして、もし何か起きたときに、どうしても避難所の運営に慣れないような場所にこの要請したコーディネーターを派遣しまして、最初の初動であるとか、そういったものについて広域的に支援をしようということで、本年度は10月の末にもう養成が終わっているのですが、29名の方を養成しております。目標としては、今年度から3年間で100名を養成、登録いたしまして、何かあったときに広域的な支援ができる体制を構築してまいりたいと考えております。

続きまして、ボランティアの関係でございます。4ページをお願いします。

ボランティアにつきましては、大きく二つあります。一つは、皆さんがすぐ頭に浮かぶような一般災害ボランティア。それから右にある専門災害ボランティアというのが二つあります。一般ボランティアというのは、基本的に市町村の社会福祉協議会が窓口となりまして、瓦礫の撤去や分別、それから泥かきといった、頭に浮かぶような作業をやっていただくと。右の専門災害ボランティアというのは二つあるんですけども、一般ボランティアでは担うことができないようなニーズに対して対応していただくこと、それから、県外から駆けつけていただけるボランティア団体の取りまとめということで考えて

おります。これは、災害中間支援組織というふうに呼んでいるんですが、これは民間の団体です。

具体的には、食事であったり、生活見守り、それから障がい者とか外国人への対応とか、一般のボランティアではできないような、そういったニーズが生じたところに仲間内から必要に応じてコーディネートして支援を出していくというような役割を担います。

次、5ページ目ですけれども、これは一般ボランティアの関係になるんですけども、県の災害ボランティアセンターへの運営支援、人材育成と書いているんですけども、大分県の社会福祉協議会の中に災害ボランティアセンターというのがありまして、そこはスタッフ育成であったりとかリーダー育成であったりとか、いろいろ初級とか上級とか中級とかあるんですけども、階層別に一般のボランティアの受入れをする際にも、講習といいますかそういったものやってきました。また、こういった講習を受けた方については、左下にありますが、必要に応じて、実際に災害があったところに行っていて、運営や立ち上げの支援といったところで学んだことを実践するといった取組をしております。県はその取組に対して支援をしているということでございます。

次、6ページ目ですけれども、これは災害中間支援組織なんですけど、これについては二つ目的がありまして、右の図を見ていただきたいんですけども、一つは、下の県社協、市町村社協と連携と書いていますが、それぞれ役割が違いますので、きちんと両方で連携して役割分担をしていただくこと。それから二つ目が、右に県外支援団体と書いていますが、大きな災害が起きたときは、佐賀県、熊本県をはじめとして各地のNPOとかが大分県に入ってきます。その受入窓口として、このO-L i n kといった団体が受入れをして、必要なところに派遣する、コーディネートするといった役割が期待をされております。

それから、7ページ目です。ケースマネジメントの取組であります。

ケースマネジメントといいますのは、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施するということになっております。県では、令和5年度に国の防災基本計画にこのケースマネジメントのことを記載したことを受けまして、令和6年度に本県においても新しい長期総合計画、それから県の地域防災計画にこの部分を明記しております。現在、右の方にありますけれども、こういった関係機関と人的被害ゼロを目指して協議、連携を深めているところでございます。

次、8ページ目ですが、これはケースマネジメントってどういうことなのかというのを簡単に示したものです。縦が災害の初期から中期、後期といった災害のフェーズ、それから右は、それぞれの団体がそれぞれのフェーズにおいて大体どんなことをやるのかというのを簡略化してまとめたものでございます。佐賀関のときもやったんですけども、こういった関係機関がそれぞれ何をやるのかというのを、平素から連絡を取り合うことで支援の漏れや偏りが生じないような体制整備を進めてまいりたいと考えております。

最後は、9ページですけれども、佐賀関火災での対応についてです。

T K Bの状況ですが、トイレについては、あそこは佐賀関の支所でしたので、特に問題はなかったかなと思っております。それからキッチンについては、下に書いていますが、コープおおいたやNPO法人リエラなどが翌日からの炊き出しをやっていただいていたしまして、温かい食事の提供ができたのかなと思っています。ベッドにつきましても、発災の2日後には物が届きまして、3日目にはもうパーティションや段ボールベッド、快適な避難所環境が整ったかなと思います。

そのほかに、例えば、洗濯であれば協定に基づきましてW A S Hハウスが来ていただいたりとか、さきほど申し上げました避難所コーディネーターを実際に現地に派遣いたしまして、避難所というのがどういうものなのかということ

についても勉強していただきました。

最後、10ページです。

ケースマネジメントについては、発災直後からこれまでに、庁内、それから大分市、県社協、大分市社協、O-L i n k、C E R D、内閣府などと4度にわたり連携をしております、これから何をやらなきゃいけないかといったこととか、今後想定される取組の準備といったものについてメンバーで情報を共有したというところでございます。

今後の課題でございますけれども、一つ目は災害関連死対策ということで、全員が市営住宅や賃貸住宅、みなし仮設といったところに身を寄せております。しかしながら、高齢者が7割と多いために孤立が心配されております。今後は、アウトリーチによる継続的な見守り支援ということで、被災者の見守りであるとか相談支援事業といったものが重要になってくるかなと。これは、もう大分市社協の方で始められております。

二つ目は地域コミュニティの維持ということで、もともと人とのつながりが強い地域ですので、復興住宅が出来上がる2年までに散り散りにならないようにコミュニティが維持できるような取組がやはり必要になってくるのかなというふうに考えております。

私の方からは以上でございます。

御手洗（吉）委員長 ありがとうございます。

続きまして、福祉保健部から説明をお願いします。

高木福祉保健企画課長 私の方から福祉保健部関連について説明させていただきます。

まず、2ページを御覧ください。

能登半島地震を踏まえた防災対策の見直し方針ということで、防災会議にて決定したものでございますが、赤枠で囲っておりますが、2の被災者支援の強化については、携帯トイレの備蓄量の見直しや要配慮者の避難支援ということで、福祉避難所や一般避難者の福祉避難スペースの拡充やその実効性の確保について、市町村と連携しながら実施していくということにしております。

右側に行きまして、3の応援・受援体制の強化でございますが、赤で囲っております②災害派遣チームの人材確保・育成ということで、受援側のマネジメント体制の検証や、介護職員等の応援派遣体制の確立ということで、これも病院や医師、県社協などと連携して行っていくという形にしております。

次の3ページを御覧ください。災害備蓄物資についてでございます。

県は、物資に係る基本方針を定め実施しております。目的のところに書いておりますが、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えて、県外から支援物資が届くまでの3日間、発災から3日間、災害物資を備蓄し県民の応急救助と安心を確保するという形にしております。

最大避難者数18万人、これは東日本大震災における避難者数の人口割合を大分県人口で換算したものであります。

2番目に、品目と必要量、3日間の避難所生活に最低限必要となるものとして、主食、副食、これはアルファ米やレトルトカレー、あと飲料水、毛布、携帯トイレ、マスク、要配慮者用の紙おむつなど、こういったものを備蓄しております。

備蓄分担についてです。主食、副食、飲料水、マスクは、まず県民の皆さんには1日分を自分たちで備蓄しておいてほしいということで、その3分の1、流通備蓄で1日分の3分の1、そして県や市町村で1日分ということで、残りの3分の1ですので、6分の1、6分の1ということで、市町村と県で備蓄しているという状態でございます。

具体的な例を挙げますと、例えば主食、副食であれば、18万人でございますので、1日3食で3日間ですので、合計162万食必要となります。まず、その3分の1の54万食については、県民の皆様自身で準備いただくと。流通備蓄で54万、県備蓄で27万、市町村備蓄で27万、合わせて162万というような形の備蓄の方針を持っています。

その下の、例えば毛布でございます。これは、18万人で1人2枚を想定しております。です

ので、合計で36万枚いるような形になるんですが、流通備蓄で2分の1となっておりますので、18万枚用意して、あと県備蓄と市町村備蓄で9万ずつ、合計で36万の備蓄をするというような形になっています。

備蓄状況ですが、県備蓄分については、県内22か所、例えば社会福祉介護研修センターや県の総合庁舎など、そういった部分で備蓄をしている状況でございます。

あと、備蓄物資の有効活用ということで、有効期限が1年以内を切った備蓄については、子ども食堂やフードバンク、大学や専門学校等へ無料で配布しているという状況でございます。

続いて、4ページでございます。

これは、福祉避難所のグループ化について、新たな事業を今年度から実施しております。能登半島地震で、福祉避難所自体、施設自体の職員が被災によってマンパワー不足で、福祉避難所は開設困難になった事例。あと、災害時要支援者が、そういった関係で遠隔地への避難を余儀なくされたという事例がありました。そういったことを踏まえながら、災害時に福祉避難所の開設・運営が継続できるよう、避難者や職員の相互受入れなど、施設間の連携体制構築を目的とした訓練の実施に対して今年度より支援をしております。

2のところに連携体制構築のイメージがありますが、県や市町村、NPO等が構築支援、助言等を行いながら、福祉避難所を四つ、A、B、C、Dとなっておりますが、4から10ぐらいのグループになって具体的な事前計画をつくりまして、避難の事前計画等、そういったのをくりまして、それに基づいて避難訓練を実施するという形になります。

それにあたって、3の補助金の概要ですが、そういったグループに対して、計画作成や開設運営訓練の実施に係る経費を、最大1グループ当たり50万円、10分の10で50万円を上限に助成することとしております。

右側に写真がありますが、今年度、まず10月に中津市の豊寿園で8施設が参加して訓練が実施されました。その下、つい最近ですが、1

月31日に大分市の八風園でも4施設が参加した訓練が実施されました。この事業を来年度以降も実施する予定としておりまして、令和8年度は6グループ、令和9年度は9グループぐらいを実施したいというふうに考えております。

次のページでございます。

災害派遣福祉チーム、DWA Tでございます。さきほど来、DWA Tのお話が出ておりますが、DWA Tについては、発生時に一時避難所等において高齢者や障がい者等、要配慮者に対する支援を行う福祉チームという形です。活動状況は、二次被害が生じるおそれがある場合に、発災後3日から5日後ぐらいからほぼ1週間程度というふうになっておりますが、実際はもうちょっと長く派遣しているような形になります。現在の登録者数は、54法人で278名でございます。主に、高齢者施設や障がい者施設とか児童養護施設などに従事している職員の方の登録をいただいているというところでございます。

4で派遣実績がございます。令和5年7月豪雨、能登半島地震、そして佐賀関の大規模火災においても、33日間、61名の方が活動いただきました。事務局は、県の福祉保健企画課と県社協が協働して事務局を担っております。

次のページに、DWA Tの行う支援ということで、避難環境の整備、福祉ニーズの把握、相談や介護が必要な場合の応急的な支援、そして福祉避難所への移送支援、こういった形で行っております。

右側の部分に行きまして、在宅や車中泊を行う要配慮者への福祉的支援として、災害対策基本法の改正によって、DWA Tの活動範囲がこういったところまで広がっております。こういったことも踏まえて、研修や訓練を通じて大分DWA Tの対応力向上に努めているところです。

最後、7ページでございますが、佐賀関火災における被災者の支援状況でございます。

これまで災害救助法の適用や国への緊急要望等を実施して弾力的な災害救助法の運用をしておるところですが、災害派遣医療チームDMA Tや災害支援ナース、保健師、そして災害派遣福祉チームDWA Tなど、様々なチームがこの

佐賀関の火災において活動している状況です。

一番下の2の生活再建に向けた支援として、県は災害義援金を募集しております。11月20日から3月31日までということで募集しております。これは、大分市を通じて被災者の方へ支給するようにしているのですが、受入額が2月1日現在で4億8,400万円ぐらいになっております。これは、県と日赤と共同募金の3組織の合計でございます。配分額は、死者・全壊、重傷・半壊、一部損壊を10対5対1の割合としております。これまで2回配分委員会を開催しまして、死者と全壊の方には280万円、重傷・半壊の方には140万円、一部損壊の方については28万円の支給が行えるよう決定しております。これは、大分市を通じて行われることになっております。

それと、本日午前中に、第3回目の配分委員会を開催いたしまして、さらに配分額を決定しております。これは、後ほどプレスリリースしますし、知事の方から記者会見で発表するような形になっております。

私の方からは以上でございます。

御手洗（吉）委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

原田委員 佐賀関のことですけど、災害現場、鉄骨や自動車などたくさんのもので残っていますが、その片づけ等についての進展具合はどうなんですか。

山口防災対策企画課長 今回の焼けた後の廃棄物の処理についてですが、1月から申請が開始されまして、作業を今スタートさせていただいているところです。具体的に今後の進捗状況につきましては、今土木建築部の方で所管しておりますので、こちらの方で御質疑いただくと助かるところでございます。

堤委員 今、佐賀関の関係で、あそこは特に漁業がメインですね。八潮工業が被災されて、あそこの漁協の一部を借りて再開しようかと。ただ、公共のものでいろいろあって、なかなか踏ん切りがつかないというお話もちょっと聞いたんですけども、今現在、いろいろ支援事業を行

っているということなだけで、今現状、特殊なおもりだとか針とか、そういうところの供給体制で八潮工業は復活するのかどうかということをもまず一つ確認をしたい。

もう一つ、あそこの大分市と法務局との関係なんだろうけど、敷地境界がなかなか取れない、所有者がなかなか分からないといういろいろな問題がありますわな。その問題について、法務局も含めた対応、そこら辺の現状というのが分かればと。

もう一個、田中グラウンドで2年間で復興住宅を造る計画だけでも、その復興住宅の現状というか、何世帯ぐらいを計画しているのかなというのが分かれば教えてください。

山口防災対策企画課長 まず、漁具の供給についてです。

八潮工業が被害に遭って、焼けた跡から見つかったものを使いながら供給をしているということでお聞きしているところです。お話のあったとおり、漁協と市と県、三者で協力して、供給体制を整えようとしているところでございます。

堤委員 八潮工業の社長も高齢だから、どうなのかというところをちょっと以前聞いたことがあるんですよ。漁具の供給は八潮工業が自らするのか、漁協がメインでやるのかというところの話合いというのも大体ついているの。

山口防災対策企画課長 話合いがついているかどうか、私もそこまで詳しくは存じ上げておりません。すみません、勉強不足で大変恐縮ですが、内容についてまた調べて御報告させていただきたいと思います。

境界の未画定のところ、かなりあるというふうにお聞きをしております。これについても、大分市の方も今進めさせていただいているというふうにお聞きをしています。裁判所も巻き込みながら、今、その辺も調整をしているというふうにお聞きをします。

ここが一番詳しいのは、次の土木建築部の方で所管をしておりますので、詳しくお聞きをいただければというふうに感じているところです。

田中の住宅の供給なんですけど、2年後にどれ

だけの人がその住宅に入っていただけるか、これは大きな問題で、高齢化が進む中で、なかなか軒数をつかみにくいというので、かなり大分市も苦勞されていらっしゃるというのが現実のようであります。

さきほど、廃棄物の話、土木建築部という話をしましたが、環境保全課、廃棄物の生活環境部の方で担当しておりまして、そこは詳しくまた確認をさせていただいて回答させていただきます。

宮成委員 防災まちづくり大賞、受賞おめでとうございます。

194棟が延焼する中で、死者が1名で重軽傷者1名という、本当にすばらしいことだと思うんですけれども、個別避難計画とか、そういった当該地区の策定状況は分かりますか。

山口防災対策企画課長 ありがとうございます。

私がお聞きしているところでいくと、田中地区ほか全部で5地区あるんですが、全部で9名の要配慮者の方がいらっしゃって、うち6名の方の個別避難計画ができていたというふうにお聞きをしているところでございます。

宮成委員 全体の県下の個別避難計画の策定状況がどんな感じか、把握していれば教えてください、大体で。

高木福祉保健企画課長 先週までは、県全体で49.5%というふうにお答えしていたんですが、2月1日現在のまとめもありまして、今50.5%できております。まだ半分なんですけど、一応全国的には非常に高い数字で全国2位なんですけど、それでもまだ半分でございますので、引き続き、同意を取って、しっかり個別避難計画をつくってまいりたいというふうに思います。

宮成委員 策定にかなり苦勞している。それはやはり、かなりの重労働というか力業というか、関係する人が多いし、情報が多いし。それで、策定するのにこれだけ苦勞されているわけなんですけども、実際、個別避難の対象になる方の情報は生ものですよね。日々刻々と変わると。1か月たてば、3か月たてば、1年たてばと。そういった中で、情報の更新をどうするかというのは非常に大きな課題だと思うんです

けれども、そこらあたりを、例えばケアマネジャーとか、病院の医療ソーシャルワーカーとか、そういった方々と連携して、災害時の非常時の業務を通常業務に溶け込ませる、そういった視点が必要だと思うんですよ。そうすれば、通常業務と非常時の業務と二重に管理する必要がなくなると思うんですよね。そこらの視点について、どのような意見を持っているかお伺いします。

高木福祉保健企画課長 県の方は、個別避難計画の作成を支援するコーディネーターを県社協に3名配置して、市町村を回りながら、地域にも入りながらやっております。

今委員おっしゃられたように、やはりケアマネとかいろんな皆さんの協力をいただかないと、これはなかなか作成が難しいというのも、そういった方々からの報告が上がっております。ですので、やっぱり一番苦勞しているのは市町村が苦勞しておりますので、そこにしっかり寄り添いながら対策を打ちたい。何かフォローできる部分は、その部分はやはりコーディネーターが入ってしっかり状況を聞いて一緒になってつくってあげると、そういう対策しかないのかなというふうに思っている状況です。私も危機感を持っておりますので、対策を打ちたいというふうに思っております。

宮成委員 ありがとうございます。

新たな業務が増えるという視点じゃなくて、通常の業務にそれも落とし込んで、それで共有できるようなそういった体制といいますか、そういう仕組みを少し検討していただけるとありがたいと思います。これは要望です。

戸高副委員長 説明いただいた中で、最初の被災者生活再建支援金の支給の分で、基礎支払い82件、申請者と差があるという話があったんですけど、福祉施設に行った人についてはという話は理由を聞いたんですが、そういう人たちでも、家が現場にあって、そこが被災をしているといった方は対象に入っているのかとか、火元になった人も、基本的には今施設に行って戻ってきて火災があったというところなんですけど、その部分をもう少し詳しい説明をお願い

したいと思います。

そして、もう一つが南海トラフの地震の想定なんです、この見直しの被害想定が軽減されているような、被害が縮小しているというようなデータのところというのは、考え方なんですけど、地盤データとか地質のデータがより鮮明に精度が上がったことによって、正確な数字がここに反映されるようになっていてというような考え方でいいのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つが、最後の災害ケースマネジメントです。これ、それぞれの分野の役割ってすごく見て分かりやすいんですが、最初の入り口のところ、その1人のことを要するにマネジメントしていく、その中心になるのはどこなのか。入り口と、継続してマネジメントしていくのはどこなのか。このままでその役割がなかったら、今までの業務の仕分けと一緒にするので、そこだけ見えるように教えてもらえれば。

山口防災対策企画課長 まず、罹災証明書は94件なんですけど、基礎金の支払いが82件というのはどういうことだろうかという御質問かと思えます。この差が12件あるわけでごさいます。この内容について説明させていただいたところなんです、空き家の問題とかというのをどう扱うかというのは非常に大きな難しい問題かなというふうに思っているところでございます。

国土交通省の基準などでいくと、空き家の基準というのは、大体1年空いているとこれは空き家扱いということで、罹災証明自体も発行しないという形になるかと思えます。ただ、1年未満だったり、家財道具を置いたまま施設の方に長期で入られている方も大勢いらっしゃると思うんですけど、こういう方をどう救済するかというのは大きな問題かなと思えます。

国の制度を使って今回はお支払いをしていますので、居住実態がないということで82件というふうな判断をせざるを得ないところはあるんですが、じゃ、そのグレーとなっているところ、1年未満で、荷物も置いているところをどうするかは大きな課題かと思えますので、大分

市もそこは悩まれて、罹災証明書を発行するけど、生活再建はお支払いしないというような形になっているかと思えます。

結果的に、義援金の方はそういった方々に支給は対象となるんですが、生活再建の対象にはならないという扱いになっております。そこは差に出てきているかというふうに思っております。

2点目ですが、南海トラフのデータの違いはどうかという話です。

このデータの違い、さきほどあった地盤データの話もありましたが、これはよく分からないんです。我々もここは非常に勉強しないと分からないところで、今回、新しく国の方では九重町が震度6強以上に入ってきています。何で九重が入ってきているのか、我々はよく分かりません。一個一個これは中を突き詰めてみないと、そのデータがなぜ九重町が含まれたのかというのが我々の中では理解できない。あれだけ離れているにもかかわらず、九重町が該当するというのはなかなか理解できないので、そこら辺もしっかり突き詰めて、有識者会議の中で話をさせていただきたいというふうに考えております。

朝久野協働・共助推進室長 ケースマネジメントは、中心的に誰が動かしていくのかというような質疑だったかと思うんですけども、まず一つ言えるのは、私どもがやっているのは、この8ページの図にもありますとおり、それぞれ専門の分野ごとの方々が別々の動きをします。ただ、そのときに横串を刺すといいますか、全体を集めて、この人はこういったところがまだ支援がいないよ、まだほかにもこういった支援がありますよ、要はそういったことを、情報共有をみんなでするために私どもが主催をして横串を刺していると。だから、どこかが中心になってやっているとかそういうことではなくて、国が示していますのは、例えば、ある方にとって必要な支援が医療だったり介護だったりいろいろ多岐にわたる、生活再建の支援金もそうかもしれませんけども、それをアセスメントシートという形でわっと列挙して、これが終わ

っている、これが終わっていないという、そういったシートがあります。大分市は今それを作られているかというのははっきりは分からないんですけども、少なくともフェーズによって変わる支援の中身が、今どういう状況にあるというのをみんなで集めて情報共有する、そういった役割としては、そこは私どもが中心になるのかなと。

戸高副委員長 分かりました。

さきほどの南海トラフの被害想定も県単位で見直している県とかがあると思うんですね。そこがどういった形でやっているのかと。先般、愛媛県が先に出したと思うんですよ。そこはこういうふうな形で、市町村ごとに被害がやっぱり軽減されているとかというのが出てくると思うので、よく内容も逆に聞いてもらったらいかなと思うんですけど。

山口防災対策企画課長 おっしゃるとおりで、今日もNHKの朝のニュースで、宮崎県が発表になったというふうにお聞きをしております。同じようにどこの県も取り組んでいるところでございますので、しっかりそういった情報も取りながら進めさせていただきます。ありがとうございます。

御手洗（吉）委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

御手洗（吉）委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

山口防災対策企画課長 さきほど、漁具のお話がありました。社長の木崎さんとお話ができているかどうかということで、今木崎さんとお話をさせていただいて、漁協の方で雇用するような形で進めていくということでお話をお聞きしたところでございます。

太田委員外議員 県が自衛隊に要請をした9時以前の、いわゆる大分市からの要請があって、各自治体からの要請で県に上がると思うんです。その辺の時間的なものが説明されていないんですけど。

それと、防災ヘリは、今回、県外からの応援がなかったのか。それと、自衛隊のヘリは夜間でも活動できるんじゃないかと思うんですね。

三つ説明をお願いします。

藤川防災局長 私が火災の状況を最初に確認したのが、地上からのY o u T u b eとかで動画を見て、これはやばいなということで、やはり火災が一番大切なのは初期消火なので、夜のうちに消せるのが一番いいので、そこら辺、何とかできないかというのを考えたんです。ただ、県の防災ヘリは夜間消火できません。ですので、自衛隊のヘリで消火できることが可能かどうかというのをまず確認したんですけど、自衛隊も夜間はやはり安全上の問題とかで消火しないということで、昨年の大船渡の大火災、林野火災とかでもそういうことをやっていないということで、そこは無理だと。

ただ、県警のヘリを偵察で飛ばしたときに、林野部分、半島側の山林の部分にもかなり広がってしまいましたが、葛島にも飛んでいるので、これは県のヘリだけではとてもじゃないけど無理だということで、自衛隊の派遣要請の検討をはじめました。自衛隊の派遣要請をするのに三つ条件がございまして、公共性と緊急性と非代替性というのがあって、公共性は当然、人の生死に関わるからクリアできると。緊急性も、あれだけ火が広がっているからできると。非代替性というのが、要は自衛隊じゃないと本当にだめなのかということのを求められる部分で、それはつまり県が持っている防災力、県や応援を要請できるような九州各県のヘリをもって本当に消火できないのかということのを求められたんです。そのときに九州各県と大分県、ヘリの派遣協定を結んでいるので、いざというときの派遣はしていただけるんですけど、その時点でヘリを飛ばせるのが福岡市と熊本県のヘリだけでした。ヘリというのは、大分県のヘリのみならずどこのヘリもそうなんですけど、1年間のうち3か月ぐらいは、車の車検と一緒に耐空検査ということでヘリの検査をしないとイケないんですね。だから、ほかの九州の福岡とか熊本県以外のところはそういった検査期間中で対応できないということで、じゃ、その福岡と熊本県と一緒に飛ばせるかということ、九州のほかの県でやっぱり災害だったり救急搬送の事例が出たと

きには飛ばさないといけないので、1台だけではどうしても予備で置いておかないといけないということで、一つしか派遣要請ができない。となると、大分県とどこか1台、要は2機だけではさすがに消せないよねということで、自衛隊の方にも、これは自衛隊が出ていかないとけないというので納得してもらって派遣をしようという運びとなりました。

大分市からは、23時55分に市の方から私の方に、是非自衛隊に派遣要請してくれという話がありまして、さきほど課長の説明があったとおり、30分後くらいの0時30分頃に知事の方から自衛隊の方に電話をしたということであります。

大分市の方にも、要請してもらうのに市の方もなかなか火災の全貌を見てもらう仕組みがなかったのも、さきほど言いました県警のヘリの映像を大分市の方にも見てもらって、それで、これはやっぱり自衛隊を要請しないといけないということで、市長の判断をいただいて県に要請いただいたと、そういった流れでございます。

御手洗（吉）委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

御手洗（吉）委員長 ほかに質疑もないようですので、これで、防災局、生活環境部と福祉保健部からの説明を終わりにしたいと思います。

執行部は、御苦労様でした。

引き続き土木建築部が説明を行います。執行部が入れ替わります。

〔防災局、福祉保健部、生活環境部退室、土木建築部入室〕

御手洗（吉）委員長 それでは、土木建築部から説明をお願いします。

小野土木建築部長 防災減災・県土強靱化対策特別委員会の皆様におかれましては、日頃より土木建築行政に御支援いただきまして感謝を申し上げます。

まず私の方から、県土強靱化のこれまでの成果と課題について御説明をさせていただきます。

なお、本日、審議監の中川につきましては、

体調不良のため本委員会を欠席させていただいております。

資料の2ページをお開きください。

これまで国の3か年緊急対策や5か年加速化対策予算を活用して玉来ダムの完成や耶馬溪道路の開通など、県土の強靱化を着実に進めてまいりました。その結果、過去の同程度の出水に対して浸水戸数が大幅に軽減されるなど、一定の効果を発揮しているところでございます。

しかしながら、気候変動の影響で頻発、激甚化する水災害により、未だに県内各地で浸水被害や土砂災害が発生しています。また、切迫する巨大地震や加速するインフラの老朽化への対策が急務でございます。

今後も、県土強靱化の取組を継続的、安定的に進めるためには予算の確保が重要でございます。昨年閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画を着実に進めるために、予算の確保について引き続き国に対して強く要望してまいりたいと思っております。

秋月建設政策課長 資料の3ページを御覧ください。

県土強靱化の取組ですけれども、これまで3か年緊急対策、5か年加速化対策により進めてきておりまして、令和7年6月に第1次国土強靱化実施中期計画が閣議決定されたところでございます。この実施中期計画につきましては、令和8年度から令和12年度の5年間でおおむね20兆円強の事業を計画しておりまして、今後はこの実施中期計画に基づきます施策を推進していきます。

次に、下段のグラフを御覧ください。

これまで、3か年、5か年の予算を7年間で約1,240億円確保し、県土の強靱化を進めてきました。実施中期計画の初年度であります令和8年度につきましては、昨年の12月に補正予算として、県分で約177億円が配分されたところです。

次に、資料の4ページを御覧ください。

長期総合計画、安心・元氣・未来創造ビジョン2024では、安心の大前提である災害に強い県土づくりと危機管理の強化を先頭に掲げ、

施策を推進していきます。

施策の（１）の強靱な県土づくりの推進では、①の流域治水の推進から⑤までの五つの主な取組を実施しています。個別の取組につきましては、担当課長より御説明させていただきます。

松尾河川課長 資料の５ページを御覧ください。流域治水対策について御説明をいたします。

左上の現状と課題です。近年、気候変動の影響により水災害が頻発・激甚化し、甚大な浸水被害が発生しています。国は、将来的に洪水の発生頻度が約２倍になると予測しており、これまでの河川管理者主体の治水対策から、あらゆる関係者が協働する流域治水への転換が求められています。

左下のこれまでの成果といたしまして、津久見川では、平成２９年、台風１８号による浸水被害を契機に河川改修を進め、令和５年に完成をしたところです。その結果、令和６年の台風１０号では浸水被害を防ぐことができました。また令和２年７月豪雨で浸水被害が発生した箇所には危機管理型の水位計などを増設し、防災情報の強化を図ったところでございます。

右側、今後の取組ですが、災害リスクを流域全体で考え、地域の特性に応じてハード・ソフト一体の多層的な対策を進めていきます。河川改修やダムの再生、河床掘削による治水機能の強化に加え、洪水ハザードマップの作成支援など、迅速、適格な避難体制の構築に取り組みます。さらに、特定都市河川の指定に向けた取組を進め、より一層流域治水の取組を加速してまいります。

四嶋砂防課長 資料の６ページを御覧ください。土砂災害対策について御説明いたします。

左上の現状と課題ですが、本県における土砂災害警戒区域数は全国で７番目の多さとなっています。

全国の土砂災害は３０年前と比較すると１．７倍に増加しており、近年では土砂や流木の流出により広範囲に被害が生じる土砂・洪水氾濫が発生するなど、頻発・激甚化している状況です。

左下、これまでの成果ですが、砂防施設を倍

増し整備を進めるとともに、土砂災害警戒区域の指定を進めてきました。

整備した砂防堰堤が土砂や流木を捕捉し下流への被害を防ぐなど、効果が確認されています。また、警戒区域内の施設では、土砂災害警戒情報の発表により事前避難を行い、人的被害を免れた事例もございます。

右側、今後の取組ですが、ハード対策においては、重要な交通網、病院、福祉施設などを守る箇所を優先しながら、砂防施設の整備を進めていきます。ソフト対策では、土砂災害ハザードマップの作成支援に加え、土砂災害避難促進アクションプログラムによる地域の防災活動への支援を行ってまいります。

北野道路保全課長 資料の７ページを御覧ください。道路防災対策について御説明いたします。

左上の現状と課題についてです。南海トラフ地震などが発生した場合には、橋梁の損壊や法面の崩壊などで道路が寸断され、救助活動や物資輸送が停滞するおそれがあることから、これまでの取組に加えまして、過去の災害の教訓などを踏まえたハードとソフト両面の取組が重要であります。

左下には、これまでの成果を示しております。

右側を御覧ください。今後の取組についてです。上段のハード対策としまして、優先啓開ルート上の橋梁耐震化と法面对策を推進してまいります。また、下段のソフト対策である道路啓開計画については、地震発生後、速やかに緊急車両などの通行を確保するため、建設業協会などと連携しながら定期的な見直しや訓練を実施しまして、計画の実行性向上を図ってまいります。

山口港湾課長 資料の８ページを御覧ください。港湾・海岸の強靱化について御説明いたします。

左上の現状と課題ですが、能登半島での大規模な地震・津波被害を受け、災害時の緊急物資や人員輸送の拠点として、港湾が担う海上輸送ルートの重要性が再認識されているところです。このため、南海トラフ地震や高潮被害、インフラ老朽化への対策が急務となっています。

左下のこれまでの成果として、大分港及び臼

杵港におきまして、耐震強化岸壁 1 バースに加え、災害発生時に緊急物資輸送拠点としても使用される埠頭用地や防災緑地を整備し、令和 7 年 5 月に供用開始しました。大分港海岸では、平成 29 年度から護岸強化を実施中です。

右側、今後の取組ですが、港湾事業では、大分港及び臼杵港の岸壁 2 バース目の整備を進めるとともに、別府港並びに佐伯港の岸壁耐震改良を促進してまいります。また、大分港海岸では、津留地区を乙津地区の整備促進や、鶴崎地区、住吉地区の新規着工について、国に対して強く要望してまいります。

伊東建築住宅課長 資料の 9 ページを御覧ください。住宅の耐震化について御説明します。

左上の取組状況と成果についてです。本県ではこれまで、耐震キャラバンなどの啓発活動に加え、耐震アドバイザーの派遣、診断や改修費の補助を実施しております。その下のグラフを御覧ください。本県の住宅の耐震化率は、令和 5 年度末目標の 92% に対して 4 ポイント下回る 88% でした。特に木造住宅においては 83% と、全体に比べ低い水準にとどまっております。

次に、右側の課題についてですが、表に記載のとおり、アドバイザー派遣や診断から実際の改修へ進む割合が低い状況にあります。その主な要因は、所有者の費用負担が大きいことであり、その軽減が喫緊の課題です。

下の今後の取組についてです。まずは左側に記載の低コスト工法の普及に取り組みます。次に、右側に記載の補助金の周知です。今年度より、改修補助を 150 万円までは自己負担なしとなるよう大幅に拡充しました。これまで、診断のみ行っている方を中心に周知を進めます。

これらの取組を推進することで、令和 10 年度の目標である住宅耐震化率 95% の実現を目指してまいります。

佐藤都市・まちづくり推進課盛土対策監 資料の 10 ページを御覧ください。復興事前準備、盛土対策について御説明いたします。

左上の現状と課題です。まず、復興事前準備についてですが、南海トラフ地震等の大規模災

害が発生した際によりよい復興を実現するため、復興の事前準備に取り組んでおくことが重要です。また、盛土対策につきましては、令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が倒壊し発生した土石流災害を契機に、令和 5 年 5 月に盛土規制法が施行されました。

左下、復興事前準備の取組状況ですが、県内では佐伯市がいち早く復興事前準備に取り組んでおります。令和 5 年から事前復興計画の策定に着手しており、策定委員会などを開催し、令和 8 年度に策定することとなっております。県といたしましては、事前復興計画の策定などに取り組む市町村に対し、国の支援制度の活用促進や計画策定委員会への参画による助言などの支援を実施してまいります。

次に、右側を御覧ください。盛土対策の取組状況ですが、県では令和 7 年 5 月に盛土規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始しました。下、①の新規盛土等の許可・検査や、②の盛土の監視・現地調査、③の不法・危険盛土等の対応を行い、盛土の適切な管理を推進いたします。

石和道路建設課長 それでは、資料 11 ページを御覧ください。道路ネットワークの整備について御説明いたします。

左側の現状と課題です。上の図は大分県の広域道路ネットワークの現状で、黒線が開通区間、赤線が事業中区間、青の点線が事業化要望区間でございます。左の下側に具体的な課題等を記載していますが、一番下のポツを御覧ください。やはり一番大切なのは災害時のリダンダンシーの確保と広域道路の整備が必要だと考えております。

右上、これまでの成果です。喫緊の成果では、東九州自動車道では宇佐インターチェンジから院内インターチェンジまでは開通しております。

右下の今後の取組でございます。東九州自動車道における暫定 2 車線区間の 4 車線化、中九州横断道路における竹田阿蘇道路の整備促進及び大分―犬飼間の早期事業化、中津日田道路の整備促進など、高規格道路の早期完成に努めてまいります。

長谷部公営住宅室長 資料の12ページを御覧ください。公営住宅の老朽化対策について御説明します。

左上の現状と課題ですが、今後、多くの公営住宅が建設後50年を経過する見込みです。写真に示すように、建物の躯体や屋上防水などの老朽化が進んでいます。今後は一斉に建て替える時期を迎えることから、改修・更新にかかる費用が大幅に増加し、維持管理に支障をきたすおそれがあります。これらの状況を受け、2020年5月に大分県公営住宅マスタープラン2020を策定し、県内の公営住宅の計画的な建て替えや長寿命化を進めてきたところです。

右側、今後の取組ですが、公営住宅マスタープランに基づき、県と市町村が連携した取組を引き続き進めてまいります。具体的には、公営住宅の建て替え事業として、県営明野住宅の集約建替を総事業費73.8億円、令和5年度から令和11年度にかけて実施しています。この事業では、PFI方式を活用し、コストの縮減や民間活力の導入を図っており、早期完成に努めてまいります。また、公営住宅の長寿命化工事においては、屋上防水改修などを中心に適切な維持・改修を進めることで建物の長寿命化を図り、コストの縮減や平準化にも努めてまいります。

秋月建設政策課長 資料の13ページを御覧ください。社会インフラの老朽化対策について御説明いたします。

左上の現状と課題です。社会インフラは、今後、建設後50年を経過する施設が増加し、急速に老朽化が進み、更新や維持管理に必要な費用が大幅に増加するおそれがあります。また、老朽化したインフラは、災害時に致命的な機能不全を引き起こすリスクが増大します。さらに、点検や調査業務などを担う人材の不足も深刻化しています。

次に、左下のこれまでの成果です。これまでの点検により、緊急の措置が必要と判定された橋梁の補修を令和6年度までに完了しました。

また、新技術の活用を試行し、省力化や作業時間短縮などによる点検業務の効率化に向けた

取組を推進しました。

右上、今後の取組です。定期的な点検・診断により健全性を確認するとともに、早期措置段階の施設補修を優先しつつ、予防保全段階の施設補修にも着手し、持続可能なインフラメンテナン스에取り組んでいます。点検により措置が必要と判断されました大分スポーツ公園総合競技場についても、計画的に補修を進めます。

また、新技術をさらに活用し、点検や調査業務の効率化と補修工事の生産性向上を図ってまいります。

次に、14ページを御覧ください。危機管理体制と災害対応について御説明いたします。

上段に示すように、土木建築部では、平常時、水防体制、災害復旧と三つの段階に分けて危機管理体制を構築しております。最近の主な災害対応事例を資料下段に示しております。

左側、国道386号三郎丸橋では、来年度中の完成を目指し事業を実施しております。右側、国東半島を中心に被害が発生した令和6年台風10号による災害に関しましては、令和8年1月末現在、53%完成しております。残りの箇所についても早期復旧に努めてまいります。

御手洗（吉）委員長 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

中野委員 7ページの道路保全課の説明にあった道路啓開計画ですけれども、地区別実施計画の改定作業を今年度進めているということでございました。年度末を迎えておりますので、その進捗状況をお尋ねいたします。

北野道路保全課長 道路保全課でございます。

今お話のあったとおり、今、県内の7地区におきまして、昨年度は県の道路啓開計画の見直しをさせていただいたんですけど、その実行的な計画、七つの地区別の地区別計画を今策定しているところです。協議は今まで何度か重ねてきまして、今月末、もう一度協議会を経まして、策定、成案、年度内には成案の予定でございます。

御手洗（吉）委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

御手洗（吉）委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

御手洗（吉）委員長 ほかに質疑もないようですので、これで、土木建築部の説明を終わりにしたいと思います。

執行部は、御苦勞様でした。

記者や傍聴の皆さんも御退席をお願いします。
委員の皆様は、このままお待ちください。

〔委員外議員、執行部、記者、傍聴者退室〕

御手洗（吉）委員長 次いで、次第3その他に移ります。

明日からの県外調査について、説明をお願いします。

〔事務局説明〕

御手洗（吉）委員長 それでは、説明のあった県外調査について、御意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

御手洗（吉）委員長 それでは、明日からの県外調査、よろしくお願いします。

最後に、全体を通して何か質問等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

御手洗（吉）委員長 それでは、以上で本日の委員会を終わります。

今回の委員会は、県外調査を終えた後、3月10日火曜日の本会議終了後に、第2回目の参考人招致を行う予定です。よろしくお願いします。

お疲れ様でした。